

都道府県条例による図書類有害指定方法

平成29年1月1日現在

	緊急指定	包括指定							
			団体指定						備考
			ソフ倫	CERO	日審	VSIC	その他		
北海道	○	○	○	○		○			
青森県	○	○	×						
岩手県	○	○	○	○		○			
宮城県	○	○	○	○		○			
秋田県	○	○	○	○	○	○			
山形県		○	○	○	○	○			
福島県	○	○	○	○	○	○		○	日本ビデオ倫理協会
茨城県	○	○	×						
栃木県	○	○	○		○				
群馬県	○	○	×						
埼玉県	○	○	×						
千葉県	○	○	×						
東京都	×	×	×						
神奈川県	○	○	○		○				※団体指定は努力義務
新潟県	×	○	×						
富山県	○	○	×						
石川県	○	○	○	○	○	○			
福井県	○	○	×						
山梨県	○	○	×						
長野県	×	×	×						
岐阜県	○	○	×						
静岡県	○	○	×						
愛知県	○	○	○	○	○	○		○	日本ビデオ倫理協会、(一社)映像倫理機構
三重県	○	○	○	○	○	○		○	(一社)映像倫理機構
滋賀県	○	○	×						
京都府	○	○	○	○	○	○		○	日本ビデオ倫理協会、 コンテンツ・ソフト協同組合
大阪府	○	○	○	○	○			○	日本ビデオ倫理協会、 コンテンツ・ソフト協同組合、 全日本ビデオ倫理審査会
兵庫県	○	○	○	○	○	○		○	日本ビデオ倫理協会、(一社)映像倫理機構 コンテンツ・ソフト協同組合、 日本映像倫理審査機構
奈良県	○	○	×						
和歌山県	○	○	×						
鳥取県	×	○	○	○	○	○			
島根県	○	○	○	○	○	○		○	日本ビデオ倫理協会、(一社)映像倫理機構
岡山県	○	○	○	○	○	○	○		
広島県	×	○	×						
山口県	○	○	×						
徳島県	○	○	○	○		○		○	日本ビデオ倫理協会、(一社)映像倫理機構
香川県	○	○	○	○	○	○			
愛媛県	○	○	×						
高知県	○	○	○	○	○	○			
福岡県	○	○	○	○		○			
佐賀県	○	○	○	○		○			
長崎県	○	○	○	○	○	○			
熊本県	○	○	○	○		○			
大分県	○	○	×						※団体による表示図書については努力義務
宮崎県	○	○	○	○	○				
鹿児島県	○	○	○	○		○			
沖縄県	○	○	○	○		○			

※ ソフ倫…コンピュータソフトウェア倫理機構、CERO…特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーディング機構、
日審…日本コンテンツ審査センター、VSIC…ビジュアルソフト・コンテンツ産業協同組合 を示す。
※ 審査団体の再編に伴い、団体指定に掲載する団体の名称を大幅に変更している。

(注1)すでに団体は存在していないが、過去の当該団体の表示図書類等を団体指定の対象としている場合は、備考欄に当該団体名を掲載している。

(注2)調査時点以降、変更がある、或いは変更予定がある場合、別途ご連絡願います。